３ 川越市

建設工事	設計・測量調査	土木施設維持管理		書類名	摘要
○	○	○	1	納税証明等申請書兼証明書＜写し可＞	・申請日前3か月以内のもの （発行:川越市収税課、各市民センター及び川越駅西口連絡所） ・申請する事業所の所在地が、川越市内の場合に提出してください。 ・川越市契約課のホームページにある市指定様式により証明を受けてください（トップページ ＞ 産業・ビジネス ＞ 入札・契約 ＞ 入札参加資格等 ＞ 登録・変更等 ＞ 建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理入札参加資格審査用市指定様式（納税証明等申請書兼証明書））。 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011949/1011956/1011959.html ・納税義務がある税目で未納がある場合、資格審査を受けることができません。 ・証明書の記入方法等は、川越市ホームページ掲載の市指定様式内の記入要領を参照してください。
○	○	○	2	申請事業所の写真・案内図 （様式Ｃ－１０）	・申請する事業所の所在地が、川越市内の場合に提出してください。 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているものを各１枚を添付してください。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。 ・申請日から3カ月以内に撮影されたもの。 ・事業所の写真は白黒不可。
○	—	—	3	個別状況報告書 （様式Ｄ－７）	**・建設工事を申請する場合のみ提出が必要です。** ・申請日現在の内容を記載してください。 ・商号等は申請事業所の内容を記入してください。
○	—	—	4	資格審査申請日時点で有効なISO9001の認証取得証の写し	・ISO9001の認証を取得した事業者が対象です。 **※ISO9001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。**
○	—	—	5	川越市との「災害時における応急復旧業務に関する協定」の協定書の写し又は同協定締結団体証明書	・川越市と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務に協力することとなっている事業者が対象です。
○	—	—	6	資格審査申請日時点で有効なISO14001、埼玉県エコアップ認証制度又はエコアクション21のいずれかの認証取得証の写し	・ISO14001、埼玉県エコアップ認証制度又はエコアクション21のいずれかの認証を取得した事業者が対象です。 **※ISO14001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。**
○	—	—	7	女性技術者又は若手技術者（資格審査申請日現在40歳未満）の技術者検定合格書の写し及び被保険者標準報酬決定通知書の写し等性別、年齢及び直接雇用が確認できる書類	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、川越市内の場合のみ対象】 ・資格審査申請日現在において、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験によるものは除く。）になりえる女性技術者又は40歳未満の若手技術者を1人以上常勤雇用している事業者が対象です。
○	—	—	8	障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、川越市内の場合のみ対象】 ・次の条件のいずれかを満たす事業者 ア.「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づく報告義務がある場合 　申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した事業者が対象です。 イ.「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づく報告義務がない場合 　申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の報告書を提出した事業者が対象です。 **※障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況を共通書類として提出している場合は、提出する必要はありません。**
○	—	—	9	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印があるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、川越市内の場合のみ対象】 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、同法第12条の規定による届出を厚生労働大臣（労働局長）に提出した事業者（申請日現在において当該一般事業主行動計画の計画期間中であること）、または、同法第15条の2の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている事業者が対象です。
○	—	—	10	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、川越市内の場合のみ対象】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、同法第8条の規定による届出を厚生労働大臣（労働局長）に提出した事業者（申請日現在において当該一般事業主行動計画の計画期間中であること）が対象です。

建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理	書類名	摘要
○	—	—	11 消防団協力事務所として認定されていることが確認できる書類	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、川越市内の場合のみ対象】 申請日現在において消防団協力事業所として認定されている事業者が対象です。
○	—	—	12 協力雇用主の登録に関する証明書の原本	【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、川越市内の場合のみ対象】 申請日現在において法務省さいたま保護観察所として登録されている事業者が対象です。

【 川越市提出書類 】の問合せ先
川越市 総務部 契約課 工事担当
TEL:049－224－5632　　FAX:049－223－1726